

社会福祉法人 千歳福祉会
指定通所介護事業所 指定介護予防通所型サービス事業所
やまとの里デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千歳福祉会が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防通所型サービス事業所やまとの里デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業及び介護予防通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で通所介護及び介護予防通所型サービス（以下「介護サービス」という。）の提供に当たる従事者（以下「職員」という。）が、要介護状況又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営にあたっては、要支援又は要介護の状態等となった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 この事業の実施にあたっては、関係市町村、保健・医療機関、他の指定介護サービス事業者との連携を図り、事業の目的が円滑且つ公正に運営されることに努める。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 やまとの里デイサービスセンター
- (2) 所在地 千歳市大和4丁目2番1号

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
施設長は事業所の職員の管理、及び利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員は、利用者及び家族の相談やサービス計画作成、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 機能訓練指導員 1名以上（看護師兼務）
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営む為に必要な機能を改善し、又はその悪化を防止するために訓練を行う。
- (4) 看護師 1名以上（常勤）
看護師は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 介護職員 5名以上（常勤換算）
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

- (6) 介護支援専門員 1名以上（常勤・兼務）
介護支援専門員は、利用者の施設利用等支援の提供に係る計画作成等を行う。
- (7) 管理栄養士 1名以上（兼務）
管理栄養士は、利用者の栄養相談・栄養指導を行い、食事献立、調理指導を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、35名とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(但し、12月30日から1月3日を除く)
- (2) 営業時間
 - ア 通所介護 8：30から17：30までとする。
(サービス提供時間 ①9：30～16：35 ②9：30～13：00)
 - イ 介護予防通所型サービス 8：30から17：30までとする。
(サービス提供時間 9：30～13：00)

（利用者へのサービス提供内容）

第7条 事業所のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活の支援
 - ア 食事
 - イ 排泄
 - ウ その他日常生活に必要な身体支援
- (2) 入浴
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の提供
- (5) 相談・援助
- (6) 送迎

（利用料及びその他の費用、減免措置）

第8条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受理事務サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 介護予防通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、千歳市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める額とし、当該介護サービスが法定代理受理事務サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

3 第1項、第2項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- (1) 次条に規定する通所の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費は、実費とする。

- (2) 食費
食事1回につき700円
 - (3) 利用者の希望によって施設が提供するレクリエーション費は、実費とする。
 - (4) 前各号の掲げるものの他、介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、利用者の同意を得る。また併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 5 低所得者等に対する減免措置については関係法令及び通達に従うものとし、法人独自の減免措置については、関係法令及び通達の範囲内で理事会において別途定めるものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第9条 通常を送迎の実施地域は、千歳市内とする。

(緊急時等の対応)

第10条 職員は、利用者の病状に急変その他に緊急事態が生じた時は、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に適切に対処するために別に定める防火管理規程に基づき災害防止と利用者の安全確保に努め定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理)

第12条 事業所は当該事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講ずるとともに利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるものとする。更に、事業所において感染症が発生し又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者は、利用に当たって次の事項を守らなければならない。

- (1) 事業所では喫煙をしてはならない。
- (2) 他の利用者、または職員に対し、迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。
- (3) 感染症等の罹患者は、事前にサービス提供事業者に知らせなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束)

第15条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。

3 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに

より職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人千歳福社会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年2月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成28年11月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 11 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 12 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、令和7年1月1日から施行する。
- 14 この規程は、令和8年3月1日から施行する。
- 15 この規程は、令和8年8月1日から施行する。